

平成31年2月12日

第90回 神戸市個人情報保護審議会

児童虐待事案に係る情報の  
兵庫県警察への提供について

(こども家庭局)

神ここ第 2461 号  
平成 31 年 2 月 4 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について  
貴会の意見を求めます。

記

児童虐待事案に係る情報の兵庫県警察への提供について  
(第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：こども家庭局こども家庭センター

## 児童虐待事案に係る情報の兵庫県警察への提供について

(第9条「利用及び提供の制限」に関して)

市民等からこども家庭センターに通告又は送致のあった事案に係る以下の情報。

### 【児童記録票（相談受理表）情報】

- ・受理年月日
- ・児童氏名
- ・児童生年月日
- ・性別
- ・住所
- ・虐待種別

《参考：平成25年12月5日 第60回個人情報保護審議会において承認された情報》

- ・送致・通告署
- ・送致・通告年月日
- ・児童氏名
- ・児童生年月日
- ・児童行為種別
- ・送致・通告種別
- ・措置等決定年月日
- ・措置種別

## 児童虐待事案に係る情報の兵庫県警察への提供について

### 1. 趣旨

現在、神戸市と兵庫県警察（以下「県警」という。）においては、平成26年2月に締結した「児童虐待事案に係る神戸市と兵庫県警察の連携に関する協定書」に基づき、各警察署から身柄付等で要保護児童通告を受けた子どもに係る、こども家庭センターの行った措置に関する情報等を提供し、家庭復帰後の日常の見守りなど、児童の安全を確保する体制について連携を図っている（平成25年12月5日 第60回個人情報保護審議会において承認済み）。

その後、平成28年4月には厚生労働省より、児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について技術的助言が発出された。また、東京都目黒区における児童虐待死事件等を踏まえて政府により「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（以下「緊急総合対策」という。）」が取りまとめられ、緊急に実施すべき重点対策として「児童相談所と警察の情報共有の強化」が掲げられたところである。この緊急総合対策を受けて、平成30年7月20日付けで改めて厚生労働省より、警察との連携の強化について技術的助言が発出され、「虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案等に関する情報」については、必ず警察との間で共有することが明確化された。

本市においても県警との情報共有の内容を見直し、児童虐待防止のさらなる体制強化を図るため、現行の協定に基づく情報共有に加え、こども家庭センターが受理した「市民等から児童虐待の疑いがあると通告又は送致があった時点での情報」等を県警に提供し、県警が世帯に介入した際の児童虐待見逃し防止及び安全確認体制の強化を図っていく。

### 2. 概要

#### (1) 提供する情報

こども家庭センターに児童虐待に係る通告又は送致があった場合、児童及び世帯を特定した上で受理し、家庭訪問や所属先への調査等により児童の安全確認を行い、保護者に対し必要な助言指導を行っている。しかし中には児童虐待の有無や程度を正確に判断することが相当困難な事案もあるほか、軽微な事案であっても繰り返されることで重症化することが懸念される。これらの事案に適切に対応し、虐待の見逃し防止と子どもの安全の確保の徹底を図るために、以下の情報を県警へ提供する。

#### \*市民等からこども家庭センターに通告又は送致があった事案に係る情報

市民等からこども家庭センターに通告又は送致があった事案に係る情報について、虐待の有無や程度が正確に判断できない場合を含め、通告又は送致があった事実をもって県警への情報提供の対象とする。なお、所謂泣き声通報などの心理的虐待が疑われる通

報についても、心理的虐待が緊急総合対策に挙げられる身体的虐待等と密接に関連している事案も見受けられることから、情報提供の対象とし、児童虐待の早期発見及び早期対応を徹底する。

ただし、保護者（虐待者）本人からの相談については、こども家庭センターへ相談することで県警へ情報提供がなされ、さらに県警からの直接介入があると保護者本人に想起させることにつながり、かえって相談を躊躇・潜在化させ、児童の安全確保を損なうおそれがあることから、保護者本人以外の第三者からの通告とは区別し、原則として情報提供の対象外とする。

## （２）情報提供の手続き

- ①こども家庭センターは、受理した児童虐待案件に係る通告又は送致の内容を児童相談システムに入力・保存する。
- ②こども家庭センターは、児童相談システムに保存した上記情報を外部記録媒体（USB）に抽出し、各月のデータを翌月 15 日までに県警に情報提供する。ただし、児童の安全確保のため迅速な提供が必要と判断した場合は、期日に至るまでに情報提供する。
- ③県警は、各警察署が当該世帯に介入する場合に、当該世帯に関してこども家庭センターが受理した通告又は送致の有無を確認し、有の場合は提供された情報を参考として、慎重かつ適切な判断・対応を期すことにより、児童の安全確保を図るものとする。ただし、提供された情報はあくまで通告又は送致があった時点のものであること、また、虐待の有無等が確定したものではないことを認識して慎重な取扱いを行う。

## 3. 効果

こども家庭センターが受理した児童虐待案件に係る通告又は送致に関する情報を県警に提供することにより、県警が当該世帯に対応するに当たり、児童虐待の見逃し防止や再発防止、児童の生命及び身体の保護のために必要な判断・対応を、迅速かつ的確に実施することに資することができる。

## 4. 実施時期

平成 31 年 3 月（予定）

## 5. 児童虐待に関する相談・通告受付件数（参考）

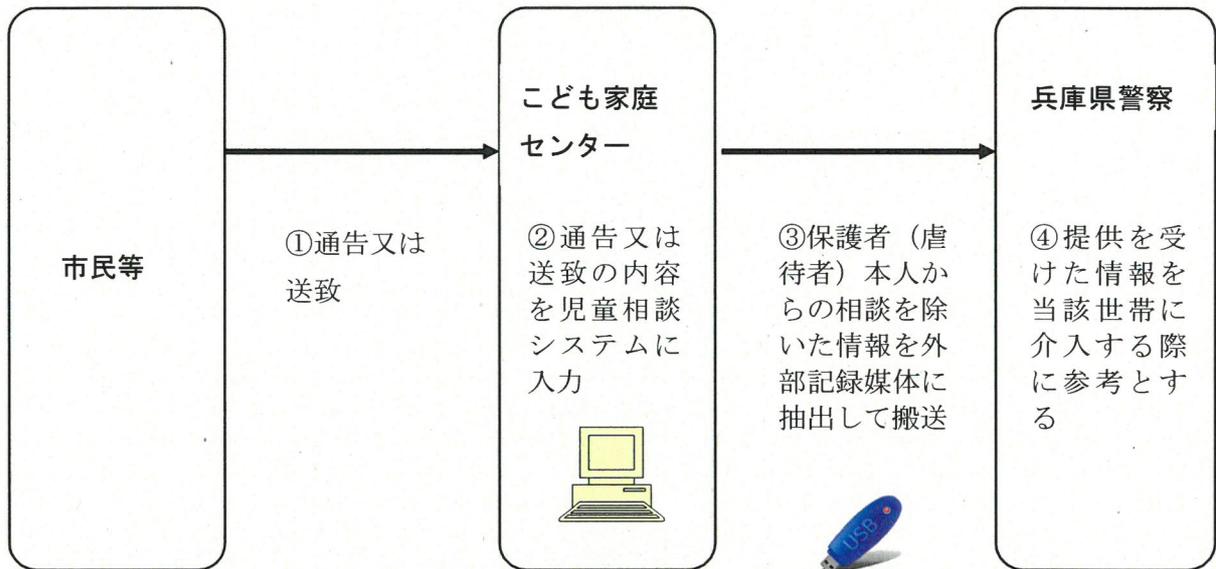
平成 29 年度	1,500 件	<1,548 件（総件数）－ 48 件（虐待者本人）>
平成 28 年度	1,194 件	<1,225 件（総件数）－ 31 件（虐待者本人）>
平成 27 年度	857 件	<904 件（総件数）－ 47 件（虐待者本人）>

## 6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき厳格に対処するとともに、所管課長である神戸市こども家庭センター児童虐待対応担当課長及び兵庫県警察本部生活安全部少年課長は、個人情報にかかるデータについて、記録媒体の管理、使用状況の管理、保安措置などを適正かつ厳格に行う。

- (1) こども家庭センターから県警への電子データの受け渡し及び受け取りは、電子記録媒体（USB）で行い、搬送は神戸市もしくは県警の職員2名以上により対応することとする。
- (2) 電子記録媒体には、暗号化や解読困難なパスワードを設置する。なお、パスワードは兵庫県警察本部生活安全部少年課長のみにも通知する。
- (3) 児童虐待の見逃し防止及び児童の安全確保にあたり必要でなくなったデータは、県警において復元できないよう適切な方法により抹消することを義務付ける。
- (4) 個人情報の適正な取扱いを確保するために、神戸市及び県警において関係職員に対して、必要な研修・指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

児童虐待事案に係る情報の兵庫県警察への提供について  
(市民等から甲に通告又は送致があった事案に係る情報)



新旧対照表

現行 (旧)	改訂 (新)
<p>児童虐待事案に係る神戸市と兵庫県警察の連携に関する協定書</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第1項の規定に基づき、神戸市（以下「甲」という。）及び兵庫県警察（以下「乙」という。）の連携を強化するため、甲および乙は、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、児童虐待事案（以下「事案」という。）が深刻化かつ複雑化している現状を踏まえ、甲及び乙による緊密な連携及び適切な役割分担の下、事案への的確な対応を図り、もって子どもを安全を迅速かつ的確に確保及び維持することを目的とする。</p> <p>(情報の提供及び共有)</p> <p>第2条 甲及び乙は、事案に関して、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、子どもの安全確保及び安全確認のために、各々が保有する情報を双方が必要と認める範囲で、遅延なく相手方に提供し、共有することにより的確に対応するものとする。</p> <p>2 甲が乙に提供する情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>(1) 乙から身柄付等で要保護児童通告を受けた子どもに係る甲の措置内</p>	<p>児童虐待事案に係る神戸市及び兵庫県警察の連携に関する協定書（改定案）</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第1項の規定に基づき、神戸市（以下「甲」という。）及び兵庫県警察（以下「乙」という。）の連携を強化するため、甲及び乙は、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この協定は、児童虐待事案（以下「事案」という。）が深刻化かつ複雑化している現状を踏まえ、甲及び乙による緊密な連携及び適切な役割分担の下、事案への的確な対応を図り、もって子どもを安全を迅速かつ的確に確保し、及び維持することを目的とする。</p> <p>(情報の提供及び共有)</p> <p>第2条 甲及び乙は、事案に関して、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、子どもの安全確保及び安全確認（以下「安全確保等」という。）のために、各々が保有する情報を双方が必要と認める範囲で、遅延なく相手方に提供し共有することにより的確に対応するものとする。</p> <p>2 甲が乙に提供する情報は、次の各号に掲げる情報とする。</p> <p>(1) 乙から身柄付等で要保護児童通告を受けた子どもに係る甲の措置に</p>

<p>容に係る情報</p> <p>(2) 甲に通告又は送致があった事実のうち、甲が保護者を告発する必要があると判断した事案に係る情報</p> <p>(3) 子どもの安全確保等のために甲が援助要請、協力要請を必要と判断した事案に係る情報</p> <p>3 乙が甲に提供する情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>(1) 甲から情報提供を受けた場合において、乙の措置内容に係る情報</p> <p>(2) 乙が甲に通告した事案に係る情報のうち、子どもの安全確保等のために乙が必要と判断した情報</p> <p>(3) 甲が行う立入調査、一時保護等に際して安全確保等のために乙が必要と判断した情報</p> <p>(情報の提供及び共有にあたっての留意事項)</p> <p>第3条 甲及び乙は、前条の規定に提供を受けた情報については、これを甲及び乙以外の者に漏らしてはならず、また、子どもの安全確保等以外の目的に使用してはならない。</p> <p>2 前項の情報は、甲及び乙の事案の直接の担当者、直接の上司又は所属長が管理し、これらの者は、援助方針会議等やむを得ない場合を除き、これらの者以外の者にその情報を漏らしてはならない。</p>	<p>関する情報</p> <p>(2) 甲に通告又は送致があった事実のうち、甲が保護者を告発する必要があると判断した事案に係る情報</p> <p>(3) 子どもの安全確保等のために甲が援助要請又は協力要請を必要と判断した事案に係る情報</p> <p>(4) 市民等から甲に通告又は送致があった事案に係る情報</p> <p>3 乙が甲に提供する情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>(1) 甲から情報提供を受けた事案における乙の措置に係る情報</p> <p>(2) 乙が甲に通告した事案に係る情報のうち、子どもの安全確保等のために乙が必要と判断した情報</p> <p>(3) 甲が行う立入調査、一時保護等に際して、子ども及び甲の職員の安全確保等のために乙が必要と判断した情報</p> <p>(情報の提供及び共有に当たっての留意事項)</p> <p>第3条 甲及び乙は、前条の規定により提供を受けた情報を漏らしてはならない。また、当該情報については、甲及び乙の当該事案の直接の担当者、その直属の上司又は所属長（以下「担当者等」という。）が管理するものとし、子どもの安全確保等以外の目的に使用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、担当者等は、援助方針会議に使用する場合等子どもの安全確保等のための正当な理由がある場合は、関係者にその情報を提供することができるものとする。</p>
--	---

<p>(その他)</p> <p>第4条 この協定に定めるもののほか、事案に対応するための甲乙の連携      に関し必要な事項は、甲乙両者が協議の上決定するものとする。</p> <p>協定を締結した証として、協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1      通を保有する。</p> <p>平成26年2月5日</p> <p>甲 神戸市      ことども家庭局長</p>	<p>3 甲又は乙がそれぞれ相手方に対して情報提供した事案のうち、子どもの  <u>安全が確認されていないことなどから緊急性が高いと判断される事案</u>  <u>については、双方が保有する情報を迅速かつ確実に共有するとともに、</u>  <u>「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号厚</u>  <u>生省児童家庭局長通知)に規定する「48時間以内の安全確認」にとらわ</u>  <u>れることなく、迅速に双方が現場臨場するほか、必要な調査を行うこと</u>  <u>により、早急に子どもへの安全確保等を行わなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第4条 この協定に定めるもののほか、事案に対応するための甲乙の連携      に関し必要な事項は、両者が協議の上、決定するものとする。</p> <p>2 甲及び乙は、この協定の締結後も、子どもの安全確保等のために更な  <u>る連携強化に向けた協議を進めていくこととする。</u></p> <p>この協定を締結した証として、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の      上、各自1通を保有する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>甲 神戸市      ことども家庭局長</p>
---	--

<p>乙 兵庫県警察 生活安全部長</p>	<p>乙 兵庫県警察 生活安全部長</p>
---------------------------	---------------------------

相談受理票

所長	課長	係長	担当者	記入者

相談受付日				
フリガナ氏名		男	生年月日 学 校	才 在学中
住 所	〒 神戸市			TEL
受付方法				
相談経路	( )			
他機関相談歴				
相談内容	養護相談 虐待 ネグレクト 実母			
家 族 構 成				
続柄	氏名	生年月日	職業・学校・学年等	備考
当面とった 処置				
受理会議	平成 年 月 日			
1. 処遇上の留意点				
2. 担当者：主 ( )・副 ( )				
相談履歴	相談受付日	相談種別	相談種別詳細	
通告者	氏名	電話番号	児童との関係	
	住所	〒		今後の連絡 否
	相手に対する通告内容の告知			

様式第 9号